

ごみステーションの管理について

ごみステーションの設置や維持管理につきましては、ごみステーション利用者の皆さんで行っていただいております。ごみは地域で決められたルールを守り、ごみステーションに排出してください。

なお、ごみステーションを新たに設置する場合（4戸以上の利用者が必要）や移設する場合は、届出が必要となりますので、クリーンセンター業務課（87-7883）へお問い合わせください。